

冤罪学

冤罪に学ぶ原因と再発防止

目次

序章	冤罪を学び、冤罪に学ぶ	1
第1章	冤罪基礎論	5
第1	冤罪の定義	5
第2	誤判の定義	6
第3	冤罪の害悪	7
第4	刑事裁判における冤罪の位置づけ	9
第5	冤罪防止と真犯人の不処罰防止	10
第6	冤罪の件数	12
1	不起訴・無罪になった冤罪事件の件数	12
2	起訴・有罪になった冤罪事件の件数	13
第7	冤罪の類型	15
1	Type1：事実誤認型冤罪事件	16
2	Type2：犯人誤認型冤罪事件	23
3	Type3：犯罪性誤認型冤罪事件	36
第8	冤罪の研究	37
1	世界の誤判・冤罪研究	37
2	日本の誤判・冤罪研究	40
3	冤罪の研究方法	43
第2章	冤罪原因論	47
第1	捜査機関による冤罪創出のメカニズム	48
1	正義と冤罪—厚労省元局長冤罪事件—	48
2	捜査活動の限界	53
3	エラーと誤導証拠関係の形成	56
4	確証バイアスと見立てに囚われた捜査の危険	59
5	トンネル・ヴィジョンと誤った見立てへの固執	67
6	誤った見立てへの固執が生むエラーのエスカレーション	73
7	捜査機関という組織と誤起訴	77
8	小括	85
第2	弁護人による弁護不奏功のメカニズム	86
1	被告人の有罪を信じてしまう弁護人—足利事件—	86
2	刑事弁護の限界と困難性	89
3	無罪弁護の不成立—弁護人も陥るトンネル・ヴィジョン—	94
4	無罪判決への弁護不達	99
5	小括	101
第3	裁判所による誤判のメカニズム	101

	1	誤判への危機感—ある最高裁判事の事件—	101
	2	裁判官の心証形成と事実認定	103
	3	裁判の限界	112
	4	生理的要因と裁判	115
	5	裁判における予断	118
	6	裁判における偏見	124
	7	誤った心証形成と危険な認定手法	131
	8	評議の失敗	147
	9	小括	149
第4		冤罪の構図	150
第5		四大冤罪証拠	151
第6		虚偽自白	153
	1	虚偽自白の現実—湖東記念病院事件—	153
	2	虚偽自白のメカニズム	158
	3	自白強要のメカニズム	177
	4	虚偽自白の誤信	194
	5	小括	199
第7		共犯者の虚偽供述	200
	1	人を陥れる嘘—プレサンス元社長冤罪事件—	200
	2	共犯者の虚偽供述のメカニズム	203
	3	共犯者に対する虚偽供述の強要	207
	4	共犯者の虚偽供述の誤信	212
	5	小括	214
第8		目撃供述の誤り	214
	1	どこにでも起こり得る冤罪事件—スナック喧嘩犯人誤認事件—	214
	2	誤った目撃供述の分類	219
	3	記録のプロセスと誤り	220
	4	保持のプロセスと誤り	230
	5	想起のプロセスと誤り	233
	6	犯人識別手続のプロセスと誤り	241
	7	目撃供述の誤信	243
	8	小括	245
第9		科学的証拠の誤り	245
	1	科学の生み出す冤罪—山内事件—	245
	2	科学的知見のリスク	248
	3	バイアスやエラーによる鑑定人の誤り	250
	4	科学的証拠の誤信	256

	5 小括	261
第10	その他の誤導証拠	261
	1 悪性格や類似事実に関する証拠	261
	2 刺激証拠や感情的証拠	263
	3 カメラ・パースペクティブ・バイアス	264
第11	社会構造による冤罪の再生産	266
	1 冤罪に向き合えない社会	266
	2 冤罪認識の困難性	269
	3 冤罪検証の動機形成の困難性	272
	4 冤罪検証の障壁	275
	5 冤罪検証の不十分性	280
	6 冤罪のフィードバック不足	283
第12	冤罪の構造	287

第3章 冤罪予防論……………289

第1	冤罪の予防における3つのポイント	289
第2	冤罪予防に関する基本的な考え方	291
第3	リスクマネジメント・クライシスマネジメントによる 冤罪予防	292
	1 リスクマネジメントの基本的な考え方	292
	2 冤罪のリスクマネジメント	294
	3 クライシスマネジメントの基本的な考え方	295
	4 過去の冤罪検証の実施状況	297
	5 将来における冤罪検証	299
第4	組織的・集団的な冤罪予防	302
	1 スイスチーズモデル	302
	2 m-SHELL モデル	304
	3 安全文化	306
	4 捜査機関における不正行為への予防策	307
	5 集団行動における社会的促進	308
	6 法律関係者による協働	310
第5	個人的・個別的な冤罪予防	311
	1 メタ認知の必要性	311
	2 バイアス等への対抗策	312
	3 ノイズへの対抗策	315
	4 偏見への対抗策	316
第6	虚偽自白に関する冤罪予防	319

	1	取調べに関する捜査規範	319
	2	取調べに関する手続的規制	322
	3	取調べに関する司法的統制	325
	4	自白に関する注意則	327
	5	過去の自白強要・虚偽自白への再発防止策	330
	6	将来における自白強要・虚偽自白への再発防止策	334
第7		共犯者の虚偽供述に関する冤罪予防	337
	1	共犯者供述に関する捜査規範と司法的統制	337
	2	共犯者供述に関する注意則	338
	3	将来における共犯者の虚偽供述への再発防止策	341
第8		目撃供述の誤りに関する冤罪予防	341
	1	目撃者の事情聴取と識別手続における留意事項	341
	2	目撃供述に関する注意則	343
	3	将来における目撃供述の誤りへの再発防止策	346
第9		科学的証拠の誤りに関する冤罪予防	347
	1	科学的証拠に関する捜査規範	347
	2	DNA型鑑定に関する留意事項	348
	3	科学的証拠に関する司法的統制	349
	4	科学的証拠に関する注意則	350
	5	科学者から見た科学鑑定の信頼性評価法	355
	6	科学的証拠の誤りへの再発防止策	356
第10		小括	360

第4章 冤罪救済論……………363

第1		冤罪の回復不可能性と回復可能性	363
第2		弁護人による無罪弁護	363
第3		検察官による不起訴処分・無罪論告・公訴取消	366
第4		裁判所による無罪判決	370
第5		再審	371
	1	再審事由	371
	2	再審請求に関する判断手法	372
	3	再審請求審における審理と証拠開示	376
	4	再審公判における審理	378
第6		冤罪救済支援機関	380
	1	日本国内における冤罪救済支援機関	380
	2	海外における冤罪救済支援機関	381
第7		刑事補償・費用補償	383

1	刑事補償	383
2	費用補償	385
第8	国家賠償請求訴訟	386
1	国家賠償法と冤罪	386
2	裁判官の誤判と国家賠償法	387
3	捜査機関の違法行為と冤罪に関する国家賠償法上の責任	387
第9	その他の救済手段	392
1	名誉回復	392
2	謝罪	392
3	死刑再審無罪確定者の年金受給資格回復	392
第10	残された冤罪救済に関する課題	393

終章	冤罪を防ぐということ	397
----	------------	-----

索引	400
----	-----

序章 冤罪を学び、冤罪に学ぶ

「被告人は無罪。」

右から裁判長の声が聞こえた。

証言台に座る被告人はまだ不安そうに目をつぶり、うつむいている。

日本語が分からず、通訳を待っているからだ。

短いスペイン語を聞いた途端、被告人は傍聴席に駆け出し、傍聴に来ていた家族と涙を流して抱き合った。

弁護士は安堵した顔をしているように見える。かたや、検察官は額に手を当てている。

被告人が席に戻るのを待ち、裁判長は判決の宣告を再開する。

当時、私は左陪席裁判官で、この判決文は尊敬する裁判長・右陪席の2人と共に、合議を尽くして書き上げたものだった。誤った有罪判決に陥らず、適切な事実認定を行うことができたと思い、安堵していた。

私は、裁判官室に戻った後、深く考えずに右陪席に質問した。

「無罪判決が出た後って、検証とかしないんですか？」

言葉を発した途端、私はその後もずっと続く不安を抱くことになった。

裁判官は、捜査の過程を知らず、なぜ誤った逮捕や起訴が行われたのか分からない。弁護士も、捜査機関が誤った原因などまでは詳しくは知らないかもしれない。検察官は、未だこの事件が有罪だと考えているかもしれないし、控訴を断念したとしても無実とまでは思っていないかもしれない。冤罪事件を検証しようにも、日々の裁判に追われる法曹三者にそのような余力はないのかもしれない。

そうすると、今回の事件は一切検証されないことになる。この無罪判決の存在すら、法廷にいた私たちしか知らないのかもしれない。しかし、冤罪の

原因が検証されないのであれば、再び同じことが起きてしまうだろう。今回の被告人の被った苦痛が、悲劇が、また繰り返されることになる。

私は、短い裁判官人生の中で6人に無罪判決を出した¹。これは、そのうちの1人目の無罪判決である。この判決は一切注目を集めず、新聞にも、判例評釈や裁判例データベースといった記録にも残らなかった。それでも、私の心にはずっと残っている。

「被告人は無罪。」

4年後のことであった²。

同じ言葉を今度は弁護人席で聞くことになる。

私は裁判官を依願退官し、弁護士になっていた。

その言葉を聞くために頑張ってきたのに、すぐには状況を理解できなかった。

「よっしゃ！！！」

歓声が満員の傍聴席から沸き起こったことで、私はようやく無罪判決が宣告されたことを認識した。隣の弁護人も拳を握りしめて歓声をあげる。少し後れて、傍聴席から「すげえ」という感嘆が漏れる。

被告人は、眼をギュッとつぶって大きな瞬きをしながら、深く頷いていた。裁判を一緒に戦ってきた私には、それが安堵だけではなく、裁判官が正しく判断してくれたことへの感謝からくる所作であることが分かった。彼がどれだけ冤罪で苦しんできたのか、途中から弁護団に参加した私も、4年前より近くで実感していた。思えば、私はいつも冤罪の近くにいた。

「もう二度とこんな事件が起きないようにしたいんです。」

冤罪に陥れられた彼に、私はそう誓った。

「私が冤罪の被害に苦しめられた最後の一人になりたい、そう思っています。」

¹ 全部無罪5人、一部無罪1人であり、無罪部分は全て第一審で確定した。全て合議体による判断（裁判員裁判の判決が4人分）であり、私自身はごく普通の裁判官であったと考えている。もっとも、複数の無罪判決に関わった経験は、冤罪問題について関心を持つことにつながった。

² 山岸忍『負けへんで——東証一部上場企業社長 vs 地検特捜部』（文藝春秋、2023年）

私の誓いは、彼の希望でもあった。

その日から、どうすれば冤罪を防ぐことができるかを考え続ける日々が始まった。

そして、冤罪の本を書かなければならないと思い至った。

刑事司法関係者は、きっと誰もが一生懸命勉強し、その道で尽力する一流のスペシャリストである。しかし、誰もが冤罪を防ぐべきものであると思いつつながら、体系的知識として冤罪がどのように生まれるのかを知る術がない。検証されないために冤罪に関する知見が集積されないことに加え、従前の冤罪に関する知見も分野ごとに散在してしまっているからである。将来の冤罪を防ぐためには、冤罪を学び、冤罪から学ばなければならない。そこで、適切な事実認定を裏から支える失敗学として、「冤罪学」というべき冤罪に関する体系的知識を1冊の基本書として集約し、実務家も研究者も含んだ刑事司法関係者の誰もがアクセスできるような、共通の議論の土台を作らなければならないと考えたのである。

こうして本書は生まれた。

「一人で冤罪を作り出すことはできない」

この本を書き始めたころに気付いたことである。

冤罪は、何か一つの誤りによって生まれるものではなく、複数の誤りによって、より複雑な過程を経て生まれる。裁判官、検察官、警察官、弁護士の一人だけではなく、それら複数の過誤が競合しているのだ。この構造の下においては、私を含む誰もが冤罪の創出に関与してしまうおそれがある。

一方、冤罪はあってはならないという信念の下、誰もが冤罪と無関係であることを望む。そして、自分は同じ間違いをしないから大丈夫だと思い、冤罪を生んだ原因を特定の個人的・組織的な問題として捉え、個人や組織に対する責任追及に終始する。その結果、冤罪は自身とは全く異なる人たちが生んだ出来事として終結してしまう。

私たちは冤罪と向き合わなければならない。人は誰でも間違える。裁判官、検察官、警察官、弁護士、研究者も皆人間である以上、間違えるのだ。次に冤罪を生んでしまうのは明日の自分かもしれない。そこで大事なことは、刑

事司法関係者全員で過去の冤罪事件から冤罪の原因と再発防止を学ぶことである。

自分も間違えるかもしれないという前提に立つと、冤罪という失敗に関する知識を扱う以上、私を含む刑事司法関係者全員に矢が向けられることになる。それは決して心地よいものではないだろう。この本も、きっと読者の辛抱のもとに読まれることになる。しかし、読者の誰もが冤罪を防ぎたいという気持ちを持っていると信じているからこそ、私は臆せずこの本を世に送り出すことができた。

冤罪を防ぐため、最後までお付き合いいただきたい。

第1章 冤罪基礎論

第1 冤罪の定義

まず、冤罪の定義を明確にしなければならない。

例えば、逮捕されたが不起訴で終わった事件や、起訴されたが無罪判決が下されて服役しなかった事件は冤罪なのだろうか。実際に、法務大臣が第一審で無罪となった志布志事件について「冤罪と呼ぶべきではない」と発言し、その後の国会で自身の発言を修正して謝罪するといった冤罪の定義に関する問題が生じたこともある¹。

この点について、日本国政府は、「『冤罪』については、法令上の用語ではなく、政府として、『冤罪』の定義について特定の見解を有しておらず、特定の事件が『冤罪』であるか否かについても特定の見解を有しているものではない。」との国会答弁を行っている²。

そこで、辞書を引くと、「冤罪」とは「罪がないのに疑われ、または罰せられること。無実の罪。ぬれぎぬ。」と定義されている³。すなわち、冤罪とは、①罪が無いのに疑われることと、②罪が無いのに罰されることという両方の意味を有する言葉なのである⁴。①罪が無いのに疑われることという意

¹ 「第169回国会衆議院予算委員会会議録」第8号38頁（2008年2月14日）（<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/116905261X00820080214>、最終閲覧2023年7月30日）

² 「第179回国会衆議院会議録」第6号28頁（2011年11月7日）（<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/117905254X00620111107>、最終閲覧2023年7月30日）

³ 『日本国語大辞典第二巻〔第2版〕』（小学館、2001年）。なお、「冤」という漢字は、「かがむ」「無実の罪」「うらみ」「わざはひ」という意味を有しており、兎が覆われて走ることができなくなりかがんでいる様子を表す象形文字である（『大漢和辞典巻二〔修訂版〕』（大修館書店、1984年））。

味からすると、逮捕・起訴前や有罪判決宣告前であったとしても、罪がない人物が疑われることは全て「冤罪」に当たることになる。

本書においてもこの辞書的定義を採用し、「冤罪」を「罪がないのに疑われ、または罰せられること」と定義する⁵。

第2 誤判の定義

冤罪と密接に関連する言葉として「誤判」がある。「誤判」も法律用語としては存在しないところ、その辞書的な定義としては「誤った審判」とされている⁶。しかし、「誤判」の場合、何をもって審判を誤ったと評価するのかという問題が存在する。

刑事裁判においては、実際に起きた事実と裁判所が認定した事実を区別する二項対立的な事実観が存在する⁷。すなわち、実際に生じた神のみぞ知る客観的真実と、裁判において証拠上認められる訴訟的真実の2種類の事実があるとされている。人間の能力の限界から、過去の客観的事実の全てを認識することは不可能であり、また、裁判のルールに従って証拠が却下・排除される結果、一部の客観的真実は法廷に顕出されないことになる。そのため、客観的真実と訴訟的真実との間には必ず差異が生ずる。裁判はこのような事

⁴ 小田中聰樹『冤罪はこうして作られる』（講談社、1993年）22頁以下も、「冤罪」とは一般に無実の罪のことをいい、犯人でない者が嫌疑をかけられ逮捕、起訴、審理、有罪言渡などを受ける状態を指すものとしている。

⁵ 刑事司法関係者間において「冤罪」の定義については様々な見解があるところ、本書においては刑事司法関係者にとっての共通の土台を形成するという目的から、中立的な国語辞典の定義を採用した。なお、海外においては、罪を犯していない冤罪（Actual Innocence）との関係で、罪は犯したが主観的構成要件不充足等によって無罪となる法律冤罪（Legal Innocence）という言葉も存在するところ、本書では冤罪（Actual Innocence）について扱うこととする。

⁶ 『日本国語大辞典第五巻〔第2版〕』（小学館、2001年）

⁷ 豊崎七絵『刑事訴訟における事実観』（日本評論社、2006年）153、210頁以下においては、このような二項対立的事実観に関して、不可知論に陥って冤罪防止機能を果たし得ないことや、裁判官の直観（主観的確信）を重視しがちになること等を理由に、価値中立的・絶対的存在としての事実（客観的事実）は指定されるべきではなく、これに代わって無辜の不処罰等の規範に則って証拠等により構成される一義性・経験性・特定性のある訴訟的事実だけが訴訟にてその正当性を主張し得る事実とする規範的・構成的事実観が提唱されている。

実観の下、基本的に訴訟的眞実に基づいて行われるため、客観的眞実との齟齬が生じていること自体は当然の前提とされている。

そこで、審判の誤りは、訴訟的眞実と客観的眞実との齟齬ではなく、訴訟的眞実内の齟齬に着目して評価されることになる。すなわち、「誤判」とは、判決よりも認定されるべき他の訴訟的眞実や法的評価が存在することをいうものと解される⁸。

「誤判」と「冤罪」は、同時に問題とされることが多い。無罪と認定されるべき者について有罪と認定されてしまった場合、罪が無いのに罰されたとして「誤判」と「冤罪」の両方が問題となるからである。しかし、「誤判」と「冤罪」は、別個独立した概念である。例えば、無実の者が逮捕された後に不起訴となった場合、「冤罪」ではあるが裁判を経ていないので「誤判」にはあたらない。また、証拠上、本来は犯人として有罪認定されるべき者が無罪と認定された場合、「誤判」ではあるが「冤罪」には当たらない。

ただ、「誤判」は「冤罪」と密接に関連する概念である以上、無実の人が疑われる「冤罪」を減らせば、「誤判」の一部も解消する。また、「冤罪」の害悪は裁判の有無を問わず、不起訴となった被疑者にも損害が生じる。そこで、本書においては「冤罪」を中心的に扱い、「誤判」とは区別する。

第3 冤罪の害悪

冤罪の害悪は、主に次の3つの観点から説明できる。

⁸ 荒木伸怡「再審問題整理のための一考察」平場安治ほか（編）『団藤重光博士古稀祝賀論文集4巻』（有斐閣、1985年）304頁以下においては、「確定判決の認定事実よりも眞実に近い事実が存在しそうであるかまたは存在していると判断され、そのように扱われるべき事案」と定義されている。小田中・前掲注（4）22頁以下は、「誤判」は誤った判決を言い、誤った有罪判決だけでなく誤った無罪判決も含み、犯人でない者が誤って有罪とされる冤罪の場合だけでなく犯人であることの証拠が十分でない者が有罪とされる場合や、犯人ではあるが無罪となるべきなのに誤って有罪とされる場合（正当防衛や法令解釈の誤り）、犯罪事実の認定に部分的な誤りがある場合を含むとしている。田宮裕『日本の裁判』（弘文堂、1989年）175頁以下によれば、上級審が原審を破棄した場合も誤判に含まれ、裁判所の判断における事実誤認、法律判断の誤りや量刑不当などのことを広義の誤判といい、判決確定後に事実誤認や法律判断の誤りが問題とされる場合を狭義の誤判という。

第一に、冤罪被害の重大性である。冤罪は、何も悪いことをしていないにもかかわらず、謂れの無い罪の嫌疑をかけられ、身体を拘束され、刑事裁判にかけられ、有罪を宣告されることになる⁹。これまで生活していた国がいきなり国家権力という強大な敵になり、周囲からは失望されて信用を失い、孤立させられる。その多くは、閉ざされ外部から遮断された狭い空間の中で、1日24時間、とどまることなくその理不尽に全身を襲われることになる¹⁰。冤罪によっては、死刑判決を宣告されることもある¹¹。このような冤罪の結果として、一人の人間に、身体的・精神的・経済的・社会的におよそ回復不可能な損害が生ずる。これは、現世における最大の理不尽である。しかも、濡れ衣である以上、国民の誰もが冤罪の当事者になる危険があり、日常生活でどんなに気をつけていてもその危険を防ぐことはできない。

第二に、法治国家としての不健全性である。国家は法と正義の名の下に悪人を処罰し、治安を維持している。しかし、冤罪においては、国家の側が悪となり、法と正義の名の下に善人を処罰し、国民を治安の維持に利用することになる¹²。誰もそのような国で暮らしたいなどと思わないであろう。もっとも、誰もが間違いに陥る以上、どんな国であったとしても冤罪を生む危険性がある。

第三に、真犯人の不処罰である¹³。真犯人の代わりに冤罪の者が逮捕・処罰されることによって、真犯人が訴追から免れてしまうことになる。真犯人は、誰か別の人が逮捕・処罰され、自身がそれを免れたことを知り、笑って

⁹ 木谷明「岐路に立つ裁判官(9) 刑事裁判において冤罪防止上特に考慮すべき事項」判例時報 2348号(判例時報社、2017年)131頁以下

¹⁰ 秋田真志弁護士がプレサンス元社長冤罪事件の弁論で用いた一節から引用。

¹¹ 三原憲三『誤判と死刑廃止論』(成文堂、2011年)、団藤重光『死刑廃止論〔第5版〕』(有斐閣、1991年)144頁以下。日本においては、四大死刑冤罪事件として、免田事件(1948年)、財田川事件(1950年)、島田事件(1954年)、松山事件(1955年)が存在する。下級審で死刑が宣告された後無罪となったケースとしても、岩窟王事件(1913年)、幸浦事件(1948年)、三鷹事件(1949年)、松川事件(1949年)、二俣事件(1950年)、八海事件(1951年)、仁保事件(1954年)などが存在する。近時、袴田事件(1966年)の再審開始決定が確定した。

¹² 後藤昌次郎『冤罪の諸相』(日本評論社、2010年)292頁以下

¹³ 神山啓史弁護士が刑事弁護教官として講演した内容を参考にした。なお、真犯人がいない冤罪事件も存在する。

いるかもしれない。これは犯罪被害者にとっても、その他の国民にとっても、耐え難い苦痛である。処罰を免れて笑った真犯人は、その経験を踏まえて自分は捕まらないと高を括り、再び罪を犯すおそれがある。そして、国民の誰もがその被害者になり得る。

第4 刑事裁判における冤罪の位置づけ

冤罪は、刑事裁判においてどのように位置づけられるものなのであろうか。

まず、刑罰理論との関係が挙げられる。そもそも、刑罰の本質は、過去の犯罪という悪に対する報いであることを前提に、社会及び犯罪者の犯罪抑止を目的としてその報いを加える点にある（相対的応報刑論）¹⁴。そして、刑事裁判は有罪の者を処罰することで犯罪抑止効果を生み、有罪無罪の正確な認定を通じて国民の信頼を得、刑事裁判自体の正当性を支えることによって、刑罰の本質に由来する治安維持機能を担っている¹⁵。これに対し、冤罪の者に有罪を宣告して処罰することは、報いを加える前提となる犯罪がその者との関係では存在せず、応報と犯罪抑止という目的を果たせないことになる。それどころか、国家は悪を罰すべきところ、国家の側が悪になってしまうことになるため、刑事裁判自体の正当性や信頼を揺るがせ、刑事裁判による治安維持に支障をきたすことになりかねない。このように、冤罪は刑罰の本質に背き、刑事裁判の機能及び正当性を損なうものといえる。

次に、刑事訴訟法との関係が挙げられる。刑事訴訟法の目的は実体的真実発見と人権保障であり、法解釈はその調和の観点から行われる。ここでいう実体的真実の発見は、犯罪者を必ず処罰するという積極的実体的真実主義だけではなく、決して罪のない者を処罰してはならないという消極的実体的真実主義も含まれている¹⁶。この実体的真実発見の二面性に鑑みれば、実体的真実発見と人権保障は相対立するものではない¹⁷。すなわち、冤罪を防止し

¹⁴ 大塚仁『大コメンタール刑法〔第3版〕第1巻』大塚仁ほか（編）（青林書院、2015年）21頁以下、小林憲太郎「刑法判例と実務——第一回 刑罰の目的」判例時報2274号（判例時報社、2016年）3頁以下

¹⁵ 大塚・前掲注（14）8頁以下